

新潟産業大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2024年度大学評価の結果、新潟産業大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025年4月1日から2032年3月31日までとする。

II 総評

新潟産業大学は、建学の精神である「戦後日本の再建・発展と平和で幸福な社会の建設のために、若い人材を育成し、地域を支える人材を育てる」に基づき、「人間力を磨いて主体的自我を確立し、新しい時代感覚を持って社会に貢献する人間を育成する」ことを教育理念に掲げ、「学術の教育研究を行うとともに、高度な専門知識と応用能力の涵養に努め、併せて、広い視野で思考できる豊かな教養と高い道徳を身につけた、地域社会に有為な人材を育成する」ことを大学の目的として定めている。建学の精神及び大学の目的等を達成するための中期計画として「学校法人柏専学院 経営改善計画 2019年度～2023年度（5ヵ年）」（以下「経営改善計画」という。）を策定し、「経営改革推進室」を実行組織とした経営改善に取り組み、学生募集の強化を図るため、経済学部でカリキュラム改革を実現したほか、新たに通信教育課程を設置している。

内部質保証については、「内部質保証に関する方針」に明記した全学的な内部質保証の推進組織である「学長・副学長等会議」（以下「学副等会議」という。）のもとに、「全学自己点検・評価委員会」を置き、理念・目的及び大学運営に関する事項について点検・評価を3年周期で行っている。具体的には、「全学自己点検・評価委員会」のもとに学部・研究科や教育研究、学生支援、地域連携等の諸活動・組織ごとに「自己点検・評価部会」（以下「点検評価部会」という。）を置き、各部署の点検・評価から抽出した問題点等を「改善活動チェックシート」にまとめ、「全学自己点検・評価委員会」を通じて各部署等に改善を指示する体制を構築している。全学的な点検・評価の結果に基づき、各部署等で改善・向上に取り組んでいるものの、「学副等会議」が検証や改善のためのフィードバックを実施しているかは明確でなく、実態としては「全学自己点検・評価委員会」が改善を指示しているなど、内部質保証において十分にその機能を果たしているとはいえない。また、大学運営の課題として、これらの会議体での議論・検討の経緯の記録を残していないため、その役割を実証する

ことが困難となっている。いずれも重要な会議体であるため、大学運営の透明性を担保するためにも、適切に議論・検討の経緯を記録・管理することが求められる。そのうえで、内部質保証における「学副等会議」「全学自己点検・評価委員会」の役割を明らかにし、点検・評価の結果に基づく改善につなげるよう、内部質保証システムを有効に機能させることが求められる。

教育については、授与する学位ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これに基づいて教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めて、体系的な教育課程を編成している。経済学部では、地域と連携して地域課題の解決に取り組むプログラムを展開するなど、学生の主体的な参加を促す特徴的な授業を多く実施している。また、1年次の基礎ゼミにおいて、クラス担任の教員に加え、CL A（Campus Life Adviser）の職員やスチューデント・アシスタントが学生をサポートする取り組みを開始し、新入生のあらゆる相談に応じるきめ細かな支援体制を整備している。通信教育課程においても、学生の主体性と能動的な学習を促すために、全科目に指導補助者としてティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）を配置しているほか、学生同士や教員との交流をオンラインとオフラインのハイブリッドで行うなど、きめ細かな学生支援を行っている。なお、退学率が経年的に高い割合で推移していることから、これらの学生支援が退学防止に向けて有効に機能することを期待したい。

特色ある取り組みとしては、地域貢献活動があげられる。全学的に社会連携を推進するため、2016年度に「地域連携センター」を設置し、地域での活動実績や成果を把握し、その結果を活用しながら活動の強化に取り組んでいる。特に、「地域実践教育プログラム」においては、講義で学んだ理論とフィールドワークでの実践による教育を展開しており、この活動を通じて地域振興に関連の強い企業等への就職にもつながっており、学生のキャリア形成にも寄与していることから、当該センターを中心とした正課内外での教育活動と地域連携を連動させた取り組みを通じて「地域に学び、地域をおこす」を実現しており、高く評価できる。

一方で、改善すべき課題として、上記の内部質保証に係る体制の整備及び重要な会議体の議論・検討の経緯の記録を適切に残すことのほか、教育においては、教育課程の編成・実施方針の整備、経済学研究科における適切な研究指導計画の策定が課題といえる。また、学位授与方針に示した学習成果の把握・評価については、いずれの課程においてもその方法・指標を確立していないため、教育効果の検証のためにも適切に取り組むことが求められる。さらに、当該大学における重大な課題として、通信教育課程を除く経済学部の定員未充足があり、これによって財務状況についても教育研究活動を遂行するための財務基盤を確立できていないため、学生の受け入れ強化について、迅速な改善が必要である。

今後は、内部質保証の取り組みを通じてこれらの問題点を解決するとともに、地域

社会との連携や通信教育課程を含めたきめ細かな学生支援などの特徴ある取り組みを更に発展させることで、より一層の改善につなげることを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神である「戦後日本の再建・発展と平和で幸福な社会の建設のために、若い人材を育成し、地域を支える人材を育てる」に基づき、「人間力を磨いて主体的自我を確立し、新しい時代感覚を持って社会に貢献する人間を育成する」ことを教育理念として定めている。また、教育目標として「自ら学び、自ら考え、自ら行動する自立（自律）した人間を育てる」ことを定めている。

上記の建学の精神や教育理念等に基づき、大学の目的を「学術的教育研究を行うとともに、高度な専門知識と応用能力の涵養に努め、併せて、広い視野で思考できる豊かな教養と高い道徳を身につけた、地域社会に有為な人材を育成する」と定めている。これを踏まえ、学部・学科で人材養成の目的を定めている。また、通信教育課程では、大学の目的及び学部・学科の人材養成の目的とは別に教育研究上の目的を定めている。

大学院の目的を「高度で専門的な経済学、経営学の理論及び応用の教授研究を通じて、地域経済および地域社会の振興発展に寄与する高度専門職業人、指導的産業人を育成する。また、東アジア諸国・地域が抱える多様な課題についての総合的な理解のうえに、我が国とりわけ地域社会と東アジア諸国・地域との友好的・持続的発展に貢献できる人材を育成する」ことと定め、これに基づき、研究科の人材養成の目的を定めている。

これらの理念・目的を踏まえ、「地域社会や企業を主体的に力強く支える人材の育成」を大学及び大学院のミッション（社会的使命）としている。また、教職員の行動指針である「6つの方針」や日常の行動目標である「3つの指針（モットー）」を定めている。さらに、「地域に学び、地域をおこす」などの「スクールモットー・スローガン」や学位授与方針を学生に向けてわかりやすく説明するものとして「SANDAI コンピテンシー・ゴール」を定めている。

以上のことから、建学の精神・教育理念に基づき、大学・大学院の目的及び学部・学科、研究科の目的を適切に明示している。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切

に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

教育理念や大学・大学院の目的及び学部・学科、研究科の目的を学則及び大学院学則に定めている。また、通信教育課程の目的については、「通信教育部規程」に定めている。

これらの教育理念・大学の目的等をホームページに掲載し、社会に対して公表している。また、「履修の手引き」や「大学院ガイドブック」にも掲載し、新年度のガイダンスにおいて学生及び教職員に配付することで周知している。

以上のことから、教育理念・大学の目的及び学部・研究科の目的を学則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表している。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2019年度から2023年度までの5年間の中期計画として、「経営改善計画」を策定し、「教学改革」「学生募集対策と学生数・学納金等」「外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等」「人事政策と人件費の削減」「経費削減」「施設等整備」等の分野からなる計画を定めている。具体的には、学校法人の将来像として、建学の精神やミッションを踏まえた「地域実践教育の大学」を目標とすることを定めている。また、「主体的に生涯学び続ける基礎を培う普遍的な教育」を目指し、「教養教育および専門分野の基礎・基本を重視した教育」を行うべく、カリキュラム改革に取り組むことを示している。さらに、キャリア支援として、高い実質就職率を維持すべく、授業科目内での進路支援、担任教員制の活用、新潟県内の企業との連携、就職活動支援等を継続することなどを定めている。この「経営改善計画」は、文部科学省の学校法人運営調査の指摘・助言事項を受けて策定したものであるため、学生募集・定員充足及び財政改善として、数値目標を掲げて取り組みの具体化を図っており、計画を遂行することで、学生募集を強化し、財務状況の改善の実現を目指している。組織運営体制については、「経営改革推進室」を実行組織とすることを明示し、計画を着実に推進することを掲げている。

「経営改善計画」の策定にあたっては、2017年度の大学評価（認証評価）の結果において、「学生の受け入れ」及び「管理運営・財務」について指摘を受けたことから、計画の1つである「教学改革」において、通信教育課程を設置することを掲げるとともに、「外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等」などの計画において、経費削減を進めることを掲げている。

なお、次期中期計画として、「学校法人柏専学院 中期的な計画 2024(令和6)年度～2028(令和10)年度(5ヵ年)」及び「学校法人柏専学院 経営改善計画 令和6年度～10年度(5ヵ年)」を策定している。

以上のことから、「経営改善計画」の実現に向け、カリキュラム改革の実現、通信教育課程の設置・運営、遊休資産処分の検討、経営改善に向けた運営体制の整備など、達成に向けて取り組む項目を具体的に示し、その責任体制を明確にした中期計画を定めている。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、「内部質保証に関する方針」を定めている。この方針に、大学としての基本的な考え方や全学的な内部質保証の体制として、内部質保証の推進組織である「学副等会議」とその他の内部質保証に関わる組織との役割分担を示している。また、「全学自己点検・評価委員会」と各「点検評価部会」による全学的な点検・評価の実施やその結果を生かした改善・向上の指針を定めている。

内部質保証の手続については、「自己点検・評価に関する規程」において「学副等会議」のもとに「全学自己点検・評価委員会」を置き、理念・目的及び大学運営に関する事項についての点検・評価を3年周期で行うとともに、「全学自己点検・評価委員会」のもとに「点検評価部会」を置き、教育研究や学生支援等に関する点検・評価を行うことを定めている。また、「全学自己点検・評価委員会」は各「点検評価部会」が点検・評価した結果を検証し、自己点検・評価報告書としてまとめることを定めている。さらに、「内部質保証体制構築の取り組み」として、内部質保証システムを可視化した概念図を示している。

上記の方針等については、ホームページにおいて公表している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「内部質保証に関する方針」に「学副等会議」が内部質保証の推進組織であることを明記している。この「学副等会議」は、「学長・副学長等会議規程」（以下「学副等会議規程」という。）に基づき、全学的な教学及び管理運営等の重要施策について検討し、学長の意思決定に資することを目的として設置しており、学長・副学長・学部長・研究科長・学長補佐・大学事務局長・その他学長が任命した教職員で構成し、「内部質保証の構築」や「全学的な自己点検・評価の統括」などを所管事項としている。また、学部・研究科等の内部質保証を担う組織として、教授会・研究科委員会・その他の組織の会議が恒常的・組織的に内部質保証を推進する体制としている。

自己点検・評価については、「学副等会議」のもとに「全学自己点検・評価委

員会」を置き、さらに、そのもとに学部・研究科や教育研究、学生支援、地域連携等の諸活動・組織ごとの「点検評価部会」を置き、3年ごとに全学的な点検・評価を実施する体制を構築している。「全学自己点検・評価委員会」は、各「点検評価部会」から点検・評価の結果について報告を受け、その結果を検証し、自己点検・評価報告書としてとりまとめたのち、「学副等会議」に報告し、当該会議が改善事項を検討するとしている。改善事項については、「全学自己点検・評価委員会」が「改善活動チェックシート」にまとめ、「学副等会議」が全学的な総括を行い、各部署の改善状況や問題点、改善の成果を検証し、「全学自己点検・評価委員会」を通じて各「点検評価部会」に改善を指示している。しかし、内部質保証の推進組織である「学副等会議」や「全学自己点検・評価委員会」については、議論・検討の記録がないため、両組織が実態として果たしている役割・機能は明らかでない。また、「学副等会議」が改善の進捗状況や成果を検証し、フィードバックする役割を担っているが、実際には「全学自己点検・評価委員会」が「改善活動チェックシート」を通じて改善に対する評価を行っており、両組織の役割が十分に明確になっていない。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を構築しているものの、「学副等会議」と「全学自己点検・評価委員会」の役割分担をより明確にすることが望まれる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））を策定するための基本的な考え方については、建学の精神や教育理念、教育目標や「地域実践教育」をいかに実現するかを基本的な考え方として3つの方針を策定している。ただし、「4 教育課程・学習成果」項目②で後述するとおり、学部や研究科によって教育課程の編成・実施方針の定め方や内容に精粗が見られることから、大学としての基本的な考え方や方針を策定することが望まれる。

「自己点検・評価に関する規程」では、本協会の大学評価（認証評価）の申請周期である7年に合わせて全学的な点検・評価を原則3年周期で行うことを規定している。全学的な点検・評価の結果から抽出した問題点等を「全学自己点検・評価委員会」が「改善活動チェックシート」にまとめ、「学副等会議」で確認したうえで、各部署等が改善に向けて取り組んでいるものの、項目②で既述したとおり、「学副等会議」や「全学自己点検・評価委員会」において議論・検討した経緯の記録がないことから、内部質保証システムにおいて「学副等会議」が実際にどのような検討を行い、改善の進捗状況や成果を検証してフィードバックしているのか、「学副等会議」「全学自己点検・評価委員会」及び各「点検評価部会」

の間でどのような報告・指示・議論・対応等があったのかについて明らかでない。そのため、当該会議において議論・検討した経緯の記録を残すとともに、「学副等会議」と「全学自己点検・評価委員会」の役割分担を明確にし、「学副等会議」が内部質保証の推進組織として全学的なマネジメントを行い、内部質保証システムを有機的に機能させるよう改善が求められる。

行政機関、認証評価機関からの指摘に対する対応について、文部科学省の学校法人運営調査の指摘・助言事項に関しては、「経営改善計画」を提出し、2019年度以降、毎年度改善の進捗状況を報告している。また、通信教育課程の設置計画履行状況等調査についても、指摘事項への対応状況を毎年度報告している。さらに、文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室から、入学者選抜において受験者の年齢等を不適切に扱っているとの指摘を受けたことについて、第三者委員会を立ち上げて検証を行い、2023年12月に最終報告書を公表し、2024年度に実施する入学者選抜から実施方法等を見直している。

認証評価機関への対応について、2017年度の大学評価（認証評価）の結果では「学生の受け入れ」「管理運営・財務」に重大な問題が認められていたことから、期限付適合の判定を受けている。その後、内部質保証システムを整備しながら改善に取り組んだ結果、2020年度に再評価で適合の判定を受けている。

以上のことから、「改善活動チェックシート」に各部署の点検・評価の結果から抽出した問題点等を示し、改善に向けて取り組んでいるものの、「学副等会議」の役割について、議論・検討の経緯の記録を残すとともに、当該会議の全学的なマネジメントのもとで内部質保証システムを有機的に機能させるよう改善が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動や諸活動の情報の公表については「学校法人柏専学院 情報公開規程」を制定し、この規程に基づきホームページに「情報公開」ページを設けて法令で求められている教育情報の公表を行っている。専任教員が有する学位や業績などの情報については、「専任教員紹介」ページで公表している。また、全科目のシラバスや自己点検・評価報告書、財務情報などもホームページで公表している。

公表する情報の内容は、主にその情報を提供する部署が確認を行っている。くわえて、公表する内容に責任を有する者の確認を経ることで情報の正確性・信頼性の担保に努めている。例えば、シラバスについては、担当教員が作成した内容を教務委員長及びFD委員長が確認している。また、ホームページで公表している各種情報については、毎年度定期的に更新している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価の結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「内部質保証に関する方針」「学副等会議規程」及び「自己点検・評価に関する規程」に内部質保証システムの適切性を定期的に点検・評価する仕組みは規定しておらず、毎月開催している「学副等会議」において日常的に点検・評価しているとのことだが、項目②・③で既述のとおり、当該会議で議論・検討した記録はない。そのため、当該会議において内部質保証システムの適切性を点検・評価し、改善等を図った実績については明らかでなく、取り組みは認められない。

以上のことから、内部質保証システムの適切性を点検・評価する具体的なプロセスを構築し、そのプロセスのもと、定期的に内部質保証システムの適切性を点検・評価し、改善・向上を図りたい。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証の推進組織として「学長・副学長等会議」を位置づけ、点検・評価の総括及び改善の進捗状況や改善の成果を検証し、フィードバックする役割を担うとしているものの、実態としては「全学自己点検・評価委員会」を通じて改善を指示しており、当該会議が内部質保証の推進組織として機能しているとはいえない。また、これらの会議体での議論・検討の経緯の記録を残しておらず、内部質保証における役割・機能が明確でないため、内部質保証システムにおける両組織の役割を明確にし、全学的な体制のもとで点検・評価に基づく改善・向上につなげるよう改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

建学の精神や教育理念、大学の目的等を実現するために、経済学・経営学・文化経済学の学問分野を柱とし、自主的に地域や社会の課題に取り組む人材の育成を目的として経済学部を設置し、そのなかに経済経営学科及び文化経済学科を設けている。また、経済経営学科には、通信教育を通じた知識の修得と主体的な課題解決能力の育成を目的として通信教育課程を設置している。大学院においては、経済学研究科修士課程を設置し、経営分析やビジネスに関する高度な専門的知識

を修得した人材養成を行っている。

また、附属機関として「柏崎研究所」、地域との交流を目的とした「地域連携センター」、外国人留学生に対する対応や海外交流を目的とした「国際センター」を設置している。それぞれの組織が地域社会との連携・貢献及び留学生の活躍の場を提供するなど、大学及び大学院の目的等を実現するための組織体制を構築している。

以上のことから、大学として掲げる教育理念や大学の目的等に基づき、学部・研究科、研究所及びセンター等の組織を適切に設置している。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、3年に一度の全学的な点検・評価において経済学部及び経済学研究科の「点検評価部会」がそれぞれ実施し、その報告に基づいて「全学自己点検・評価委員会」が総括評価するとしている。

教育研究組織に関する改善・向上については、「全学自己点検・評価委員会」が総括した自己点検・評価報告書をもとに「学副等会議」において検討して取り組んでいる。具体的には、社会的ニーズの変化に対応すべく、経済学部経済経営学科及び文化経済学科のカリキュラム改編に伴い、2学科6コース制への改組へとつなげている。

以上のことから、教育研究組織の適切性を3年に一度点検・評価し、改善・向上に努めているものの、上記の改善事項は必ずしも点検・評価の結果に基づくものとはいえず、どのような点検・評価の結果に基づく課題解決のための改善なのか、そのプロセスも明確でないため、今後は、全学的な内部質保証システムのもと「学副等会議」が内部質保証の推進組織としての役割を明確に果たすことで、改善・向上につなげることが望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

授与する学位及び学位授与方針を経済学部の2学科、通信教育課程、経済学研究科ごとに定めている。例えば、経済学部文化経済学科では、人材養成の目的に基づき、「文化経済学の基本概念と専門知識」や「文化を文化的財として捉え、新たな文化産業の可能性を理論的かつ実践的に追究しうる能力」などを身につけた者に対して「学士（文化経済学）」を授与することを定めている。なお、経済学部経済経営学科では、通学課程と通信教育課程で同じ「学士（経済経営学）」の学位を授与しているが、それぞれで学習成果が異なる学位授与方針を定めてい

る。これについては、通信教育課程が2024年度に完成年度を迎えることから、経済学部全体で同方針を見直すことを検討している。

これらの学位授与方針をホームページや「履修の手引き」「大学院ガイドブック」などに掲載し、学内外に周知・公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明確に示した学位授与方針を定め、公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針は、経済学部、通信教育課程、経済学研究科ごとに定めている。経済学部については、各学科の専門教育科目の編成について記載することで、授与する学位に対応した内容を明示している。例えば、文化経済学科については、「文化経済学特性により、文化経済学系科目を中心に、経済学経営学系科目、日本・国際文化理解科目、関連科目で編成」することなどを定めている。

ただし、これらの方針は、経済学部、通信教育課程及び経済学研究科によって内容に精粗が見られる。例えば、学位授与方針との関連について、経済学部及び通信教育課程では言及しているものの、経済学研究科では言及していない。また、教育課程の編成に関する基本的な考え方について、通信教育課程では詳細に明示している一方で、経済学研究科では概説的な記述となっており、順次性や分野の体系性に関する説明が十分でない。さらに、教育課程の実施に関する考え方について、経済学部及び通信教育課程では、方針のなかに「教育課程実施の方針」という項目を設けているものの、その内容は、シラバス・カリキュラム表・履修系統図等を提示することや成績評価・卒業認定の基準に基づき厳格な評価を行うことの説明となっており、具体的な教育方法を示しているとはいえない。くわえて、経済学研究科についても、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していない。「2 内部質保証」項目③で既述したとおり、3つの方針を策定するための全学的な方針を策定していないことに加え、経済学部、通信教育課程及び経済学研究科で方針の内容に精粗があることから、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示した適切な方針を定めるよう全学的な改善が求められる。

これらの教育課程の編成・実施方針をホームページや「履修の手引き」「大学院ガイドブック」等に掲載し、学内外に周知・公表している。

以上のことから、授与する学位に対応した教育課程の編成・実施方針を定めて公表しているものの、方針に不十分な点があるため、全学的な改善に取り組むことが求められる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、

教育課程を体系的に編成しているか。

経済学部教育課程は、「基本教育科目」と「専門教育科目」からなり、それぞれ教育課程の編成・実施方針に基づいて順次性と体系性に留意して科目を配置している。例えば、学位授与方針に示している「知識・問題解決力」「コミュニケーション力」「社会への関心と自己学習力」が修得できるよう、「専門教育科目」では、段階的に「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門展開科目」を開講するカリキュラムとなっている。さらに、地域理解や地域との連携を意識した講義科目やゼミナール科目を置き、4年間を通じて地域に関わる学習を段階的に積み上げるプログラムとしている。このように、両学科では「地域実践教育」の実現に努めており、大学の特色となっているとともに、教育研究上の目的を体現するカリキュラムとなっている。

通信教育課程については、「専門教育科目」を基礎・基幹・展開・関連に区分し、演習科目を加えた分類となっており、順次性を明確にしている。くわえて、カリキュラムマップにおいて、各科目の授業形態及び教育課程の編成・実施方針との関係も明示し、これらが学位授与方針に基づいていることも明示している。

経済学研究科のカリキュラムは、教育課程の編成・実施方針に沿って「経済」「社会情報分析」「マネジメント」の各分野と演習科目で編成しており、それぞれの領域に適した授業科目を配置している。また、主査・副査の複数名体制を組み研究指導を行うとともに、修了要件単位をコースワークとリサーチワーク（演習）とに割り振り、両者をバランスよく履修できるカリキュラムとしている。

授業期間は、学士課程・修士課程ともに春学期と秋学期からなっており、どちらの学期も所要の授業回数を確保している。

なお、「学副等会議」が決定する指針のもとに、教授会等の会議体が教育課程に関する検討や改善を実施しており、例えば、2025年度に導入予定の新しいカリキュラムについては、学長・副学長の指示のもと、教授会や研究科委員会等を通じて全学的に検討を進めている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、授与する学位にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学士課程について、経済学部では「地域実践教育プログラム」によって「地域理解ゼミナール」や「地域活性ゼミナール」等で地域と連携して地域課題の解決に取り組むなど、学生の主体的な参加を促す特徴的な授業を多く実施している。一方、通信教育課程では、学生が受動的になりやすい授業形態が主であることから、学生の主体性と能動的な学習を促すために、TAを全科目に配置し、受講状況の把握、学習支援、問合せへの迅速な対応を行っているほか、オンライン会議

システムによるリアルタイムでの交流を試みている。これらは、経済学部及び通信教育課程の目的や学位授与方針に示す学習成果を修得するためにふさわしい授業形態・方法である。

修士課程については、少人数の対話型授業を基本とし、「社会情報分析」の授業科目で統計分析や市場調査、シミュレーションなどの分析方法を身につけ、「経済」「マネジメント」の授業科目においてそれらの手法を実践することで、基本概念や理論、実証の方法及び分析能力の修得を目指しながら、ケーススタディやディベートなども採り入れている。

履修指導については、学士課程・修士課程ともに年度はじめに履修ガイダンスを行うとともに、ゼミナールや演習の担当教員が随時履修指導を行っている。カリキュラムツリーや履修モデルを示すことで、学生に各科目の位置づけや進路との関連を周知し、主体的な履修を促している。また、履修登録の修正期間や「履修中止制度」を設けている。ただし、経済学研究科では、研究指導体制や学位論文の中間発表会の実施等、研究指導の方法を「大学院ガイドブック」に明示しているものの、入学から学位取得までのスケジュールをあらかじめ学生に示していない。そのため、適切な研究指導計画を定めて明示するよう是正されたい。なお、次年度以降「研究指導計画表」を作成し、「大学院ガイドブック」等で研究指導計画を明示することを検討しているため、着実な実施が望まれる。

授業あたりの学生数に関して、その上限は定めていないが、経済学部においては、学生の学習状況を考慮したうえで、ゼミナールや語学・実習系の科目は比較的少人数での教育となるよう努めている。

経済学部では「履修の手引き」に、通信教育課程では「オンラインガイドブック」に単位制の説明を掲載している。また、大学全体でGPAを活用した学習状況の確認及び学生への勉学意欲の喚起を行っている。

単位の実質化を図る措置に関して、経済学部及び通信教育課程のそれぞれで1年間に履修登録できる単位数の上限を設けている。経済学部では、教職課程及び学芸員の資格取得に関する科目については、上限に関係なく履修登録を認めている。なお、教職課程については、連携開設制度を導入しているため、当該大学の学生は連携大学で開講している教職科目をオンラインで履修している。上限を超えて履修登録している学生に対しては、演習担当教員等による履修指導を実施するとともに、学務課においても随時相談を受け付けている。また、教職課程については、連携大学と協働して学生の履修管理を行っている。なお、経済学研究科でも、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定し、単位の実質化に努めている。

シラバスには、授業科目ごとに、授業概要、到達目標、履修条件、成績の評価方法、授業計画等を明記し、ホームページにて公表している。経済学部では、授

業形式・スタイルや「SDAI コンピテンシー・ゴール」との関係も明示している。経済学部以外のシラバスにおいても、「SDAI コンピテンシー・ゴール」や学位授与方針と当該授業科目の関連を示すことが望まれる。また、準備学習の指示については、授業時間外の学習時間の記載がない科目も見受けられることから、学習時間について学生に一層周知する方法の検討が望まれる。

各科目のシラバスの適切性を担保する取り組みとして、シラバス作成時には、記載例を提示するとともに、経済学部及び経済学研究科では教務委員長とFD委員長、通信教育課程では通信教育部長による公開前の確認と修正を行っている。特に、通信教育課程では、シラバスの作成とオンラインコンテンツの設計を並行して行っており、各教員はシラバスに記載の内容を踏まえて具体的なコンテンツを制作することで、授業内容とシラバスの整合性の担保にも努めている。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているが、研究指導計画については是正されたい。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価方法及び基準や単位認定の方法は、学則及び大学院学則等に規定している。これらを「履修の手引き」「大学院ガイドブック」「オンラインガイドブック」に記載することで学生に周知している。各科目の成績評価については、シラバスに評価基準と評価方法を明記している。厳正かつ適正な成績評価及び単位認定に向けて、各科目の成績評価の結果を「教務委員会」で確認・検討しており、必要に応じて教授会でも審議している。くわえて、学生からの疑義に対応する制度も整備している。

入学前の既修得単位等の認定は、学則、大学院学則及び「通信教育部規程」に則って、転入学、編入学、転籍等に応じて規程・内規を定めており、教授会等の審議を経て認定している。学位授与については、成績評価や単位認定と同様に学則等にその要件を規定し、「履修の手引き」等に掲載して学生に周知している。

学士の学位授与判定は、学則や「通信教育部規程」に基づき、教授会の議を経て学長が認定している。また、修士の学位授与判定については、審査及び最終試験の方法、学位論文の公開方法などの具体的な事項を「経済学研究科における学位論文審査及び最終試験の方法等に関する細則」に定め、研究科委員会の議を経て学長が認定している。なお、成績評価、単位認定及び学位授与の全学的なルールは、「全学自己点検・評価委員会」及び各「点検評価部会」が点検・評価を行う体制としている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行う体制を整えている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

経済学部では、授業科目単位の成績評価のほか、S評価とA評価の合計数やGPA、授業評価アンケートによって学習成果の把握を行っている。これらに加えて、外部アセスメントテストを活用して学位授与方針に定める学習成果の1つである「問題解決力」の測定を行っている。また、通信教育課程では「学生エンゲージメント」の視点を踏まえて学生の学びへの関与度合いも包括した評価指標として「学生満足度調査」を活用して把握するとしている。経済学研究科では、授業評価アンケートによって学生視点での学習成果の評価を行っているほか、中間報告会や学位論文審査によって学習成果の把握を行っているとしている。しかし、経済学部においては、「コミュニケーション力」や「社会への関心と自己学習力」なども学位授与方針に学習成果として示しているが、外部アセスメントテストでの把握は「問題解決力」のみとなっているため、適切に測定しているとはいえない。くわえて、通信教育課程や経済学研究科については、それぞれの評価指標と学位授与方針に示した学習成果との連関が不明瞭であるため、適切に把握・評価するよう改善が求められる。なお、通信教育課程については、完成年度を待って新たな評価指標の開発に着手する予定としていることから、着実な実行が求められる。

学習成果の把握・評価に関する全学的な組織の関与について、授業評価アンケートは「FD委員会」が主体となって実施しており、その結果を公表するとともに、教員に還元している。また、外部アセスメントテストについては、内部質保証推進組織である「学副等会議」での議論・検討を経て導入している。

以上のことから、学習成果の把握に努めているものの、学部・研究科ともに、適切に学習成果を把握・評価するよう改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程の適切性の点検・評価については「自己点検・評価に関する規程」に基づき、経済学部では「経済学部点検評価部会」が、通信教育課程では「通信教育点検評価部会」が、経済学研究科では「大学院点検評価部会」が3年周期で点検・評価を行い、その結果を「全学自己点検・評価委員会」に報告している。この報告に対して「全学自己点検・評価委員会」から各部会に意見・質問を出し、それに各部会が回答する形で点検・評価を行っている。

教育課程に関する改善・向上の取り組みについて、例えば、経済学部では、2025年度からの新カリキュラムの導入に向けて、「学副等会議」と経済学部、関連する「点検評価部会」が検討を進めている。また、経済学部で授与する「学士（経済経営学）」と「学士（文化経済学）」の学位について、学位授与方針の区

別が不明確であったため、学科ごとに方針を定め、区分を明確にするなどの改善に取り組んでいる。

以上のことから、教育課程に関する点検・評価を行い、経済学部、通信教育課程及び経済学研究科において改善・向上に取り組んでいるが、どのようなプロセスで改善に取り組んでいるのかが明確でないため、今後は、「学副等会議」が内部質保証の推進組織としての役割を明確に果たすことで、改善・向上につなげることが望まれる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 教育課程の編成・実施方針について、経済学部及び通信教育課程では、教育課程の実施に関する基本的な考え方を十分に示しておらず、経済学研究科では、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を十分に示していないため、全学的に教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示した適切な方針を定めるよう改善が求められる。
- 2) 学習成果の把握について、経済学部では、外部アセスメントテストを活用してその測定・把握に取り組んでいるものの、学位授与方針に示す一部の能力の測定にとどまっている。また、通信教育課程では「学生満足度調査」、経済学研究科では、授業評価アンケートや学位論文の中間報告会及び最終審査の結果によって学習成果を測定しているものの、これらの評価指標と学位授与方針に示した学習成果との連関が不明瞭であるため、適切に測定・把握するよう、全学的な改善が求められる。

是正勧告

- 1) 経済学研究科では、研究指導の方法は明示しているものの、入学から学位取得までのスケジュールを示していないため、適切な研究指導計画を定め、あらかじめ学生に明示するよう是正されたい。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

建学の精神、教育理念及び大学・大学院の目的等を達成すべく、経済学部、通

信教育課程及び経済学研究科において、それぞれ学生の受け入れ方針を定めている。経済学部では、「求める人物像」として「自立と自分を高めることに意欲がある人」「自らを取り巻く社会の仕組みと変化に関心のある人」、「入学までに学んでほしい内容など」として「高等学校等の課程全般にわたる基礎的な内容を理解すること」「各分野の資格取得にチャレンジすること」などを定めている。また、経済学研究科では、「学部レベルでの経済学・経営学に関する基礎的な知識を保有し、学部で受けた教育を更に発展させ、高度な専門的知識の修得を目指す人」などを定めている。

経済学部及び通信教育課程では、この方針をホームページや大学案内、「入学試験要項」等に掲載し、周知・公表している。また、受験生に対しては、進学説明会やオープンキャンパスなどを通じて周知を行っている。さらに、新潟県内等の高等学校の進路指導担当教員に対しては、教職員による高等学校訪問や「県内大学等入試説明会」において説明している。経済学研究科についても同様に、ホームページや大学院案内、「大学院学生募集要項」に方針を掲載し、周知・公表している。

以上のことから、建学の精神、教育理念及び大学・大学院の目的等に照らして適切に学生の受け入れ方針を設定し、公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学部の入学者選抜については、学生の受け入れ方針に沿って、総合型選抜、推薦型選抜、一般選抜、共通テスト利用選抜等の選抜方法を設定している。また、多様なニーズに対応すべく、社会人や留学生を対象とした選抜も設定している。経済学研究科については、一般入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験を設けている。

授業やその他の費用や経済的支援に関する情報提供については、入学検定料や学生生徒等納付金などの諸費用や奨学金・教育ローン等に関する情報を大学案内、「入学試験要項」「大学院学生募集要項」及びホームページにそれぞれ明示し、周知を図っている。また、経済学部では、一般選抜や共通テスト利用型選抜を利用して入学する学生に対する特待制度について、大学案内やホームページ等で周知を行っている。さらに、高等教育の修学支援新制度に関する情報をホームページに記載している。

経済学部の入学者選抜では、入試委員長を責任者とする「入試委員会」を設置し、管理運営を行っている。問題作成、試験の実施及び採点においても、複数名によるチェック体制のもとで採点を行うなど、適切に管理・実施するよう努めている。特に、留学生入学試験については、受験生の年齢や経費支弁力等の取り扱い

いが不適切であるとして文部科学省より指摘を受けていたが、評価項目や配点の見直しを行うとともに、合否判定の際には年齢等の情報をマスクするなどの改善に取り組み、公平な入学者選抜の実施に努めている。合否判定については、「入試委員会」が作成した合否判定原案を教授会で審議し、最終的な判定を行っている。なお、通信教育課程においては、入学者選抜の担当部署の見直しを行い、2023 年度より「入試委員会」から「通信教育課程会議」へと担当部署を移管している。

経済学研究科においては、募集から入学試験の実施まで研究科委員会を中心として実施しており、問題作成や採点等について複数名で確認する体制を整備したうえで、研究科委員会において合否原案をとりまとめ、学長による合否の決定を行っている。なお、社会人学生の受け入れを目的として、「長期履修学生制度」を設けている。

以上のことから、学部・研究科ともに、それぞれの学生の受け入れ方針に基づいた学生募集及び入学者選抜を行っている。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学士課程においては、通信教育課程を除き、学部・学科ごとの入学定員充足率及び収容定員充足率が著しく低いため、定員管理を徹底するよう是正されたい。定員が未充足であることに関し、入学生の満足度を高めることが学生募集にとって重要との考えのもと、2022 年度より初年次教育の改革に取り組み、リメディアル教育に加えて仲間づくりやコミュニケーション能力の向上に重点を置いた教育を行っている。長期的な観点からは、高等学校の生徒、附属高等学校の生徒、留学生などの受験者別の募集活動に取り組むとともに、学ぶ内容を明確に示すために2学科6コース制に改組するなど、受験者数を増加させるための対策に取り組んでいる。なお、通信教育課程については、入学定員充足率及び収容定員充足率ともに概ね適切に管理しているが、設置計画履行状況等調査においても指摘を受けているとおり、退学者の割合が高いことから、その原因究明及び対応を含めて適切な定員管理に努めることが望まれる。

経済学研究科においては、入学定員充足率及び収容定員充足率について、経年的に定員を充足していない。今後は、内部進学者を増やすことや社会人のニーズを採り入れて新たな受験者層の開拓を目指している。学部・研究科ともに、これらの取り組みの成果が表れることを期待する。

以上のことから、通信教育課程における定員管理については概ね適切であるものの、経済学部の入学定員充足率及び収容定員充足率が低いため是正されたい。

- ④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関する点検・評価については、「学生募集点検評価部会」を置くことを「自己点検・評価に関する規程」に定めている。また、学生募集を喫緊の課題と認識していることから、定期的な点検・評価とは別に、「入試委員会」が中心となり、入学経路の分析等も行っている。

学生の受け入れに関する改善・向上について、例えば、「高大連携会議」等を通じて附属高等学校との連携強化を試みているほか、一般の高等学校との高大連携活動や地域課題の解決及び地域活性化に貢献することを通じて志願者の確保を試みており、地域活性化に関する活動に取り組む高等学校の生徒に対し、更に高度化した学びを提供するために、入学金を免除する「柏崎・刈羽地域特待制度」を設けるなど、地域貢献に注力しているという大学の特色を生かし、志願者確保に向けた取り組みを行っている。

以上のことから、学生の受け入れに関し、定期的な点検・評価を実施し、改善・向上に向けて取り組みを行っているものの、上記の改善は必ずしも点検・評価の結果に基づくものとはいえず、改善プロセスも明確でないことから、今後は、全学的な内部質保証システムのもと「学副等会議」や「学生募集点検評価部会」がそれぞれの役割を明確に果たし、改善・向上につなげることが望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、通信教育課程を除く経済学部で0.81、同文化経済学科で0.60と低い。また、收容定員に対する在籍学生数比率について、同学部で0.64、同経済経営学科で0.75、同文化経済学科で0.50と低くなっているため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

建学の精神や教育理念等に基づき、「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」を定めている。具体的には、「求める教員像」として「建学の精神・教育理念、大学及び経済学部、大学院経済学研究科それぞれの目的をよく理解し、経済学部及び経済学研究科の各ミッション遂行に邁進する教員」「教育への情熱を持ち、高い徳性を備え、学生の主体的成長を導く教員」「研究に励み、

その成果を教育活動と社会に還元する教員」を掲げるとともに、全学的な方針として「教員組織の編制方針」を定め、「大学、経済学部、大学院経済学研究科それぞれの目的の達成及び経済学部、経済学研究科の各ミッション遂行に向け、それぞれのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーにもとづいて学生を育成する適切な教員組織を編制する」ことなどを明示している。学部及び研究科の教員組織の編制については、教員に求める能力等を「教員選考基準」及び「大学院教員の資格審査に関する規程」に定めている。

「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」をホームページに掲載し、学内外に周知・公表している。また、「教員組織の編制方針」に掲げる「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーにもとづいて学生を育成する適切な教員組織を編制」するため、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を推進し、教員間の連携の強化及びチームワークの向上を図っている。

以上のことから、大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を適切に明示している。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

大学全体及び学部・研究科の専任教員数については、大学及び大学院設置基準に定められた要件を満たしている。年齢構成については、若手教員が少ないため、教員の定年状況を把握し、法令上必要な教員数を遵守するとともに、カリキュラム改編に伴う教員採用の際には若手教員や女性教員の採用を考慮するなど、年齢構成やジェンダーバランス等を勘案して採用する計画としている。なお、教育上主要な授業科目に対しては、専任教員を配置している。

専任教員の人事計画及び配置については、「専任教員の人事に関する規程」に基づき、学長を委員長とする「人事委員会」で検討し、最終的に学長が決定している。経済学部では、経済経営学科の主任と文化経済学科の主任が「教員組織の編制方針」及び教育課程に基づいて教員の配置を検討し、学部長がそれを取りまとめている。経済学研究科では、研究科長が「教員組織の編制方針」及び教育課程に基づき教員の配置の検討を行っている。

教員と職員の役割・責任の明確化、協働・連携について、教学組織である各種委員会の事務局を事務組織の各課が担当しており、各課長が委員会の構成員に加わることで連携・協力する体制を築いている。

通信教育課程では、全ての科目にTAを置いており、受講状況の把握や質問への回答等の役割を担っている。業務内容や担当教員との責任関係については、TAと大学の間で交わしている業務委託契約書に示している。なお、2024年度に通

信教育課程が完成年度を迎えることから、これまでの運用状況等を踏まえ、TAに関する規程の整備等を検討している。

以上のことから、「教員組織の編制方針」等に基づき教育研究活動を展開するための教員組織を編制している。なお、教員の年齢構成に関する課題への対応やTAに関する規程の整備については、今後の取り組みに期待する。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用や昇任に関する手続について、「専任教員の人事に関する規程」「教員選考基準」及び「特任教員規程」に定めた基準等に基づいて行っている。また、専任教員の人事計画及び配置については、学長を委員長とする「人事委員会」において検討し、決定している。採用を含む教員の選考については、学部長を委員長とする「選考審査委員会」にて候補者の選考を行い、その結果を学長に報告するとともに教授会で審議したのち、「人事委員会」に諮り、学長が決定している。経済学研究科については、経済学部基礎を置く研究科であることから、学部長と協議したうえで「人事委員会」に要望を出し、教員の募集・採用、昇格を行っている。

以上のことから、教員の募集・採用・昇任等に関する手続を適切に行っている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、「FD委員会」を中心にFDを全学的に実施している。経済学部では、授業評価アンケートを各学期に実施し、担当教員にフィードバックするとともに、集計結果をホームページで公表している。さらに、改善要望の多かった教員に対しては「授業改善計画書」の提出を義務づけるとともに、「FD委員会」でも分析し、全学的な教育改善に役立てることを試みている。経済学研究科においても、上記規程に基づき、経済学部と同様に授業評価アンケートを実施している。また、教員による相互授業見学を実施しており、見学後には意見交換会を実施している。通信教育課程においても、フルオンデマンド・フルオンラインを前提とする授業内容の改善及びデジタルキャンパスを前提とする学習支援システムの改善に重点を置いた研修会等を実施している。

教育改善以外の資質向上を図る取り組みとして、「業績自己申告書」の提出を義務づけ、学生指導や地域貢献、大学運営や委員会活動等について教員個人が自己点検・評価を行っている。これらの結果は、学部長から学長に報告している。これ以外にも、科学研究費補助金に関する説明会の開催、「柏崎研究所」のシンポジウムや地域連携の課題をテーマとした研修会なども行っており、教員として

必要な研究活動や社会貢献活動等の資質向上に努めている。

指導補助者に対する研修については、通信教育課程の全科目にTAを置いていることから、年度はじめに「勉強会」を開催するとともに、ミーティングを毎月実施し、業務に関する説明や注意点などを連絡・共有している。また、年度末には、振り返りのミーティングを実施し、活動状況や改善すべき点などをレポートにまとめて提出することを義務づけている。

以上のことから、教員に対するFD及び指導補助者に対する研修を組織的に行っている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価について、定期的な点検・評価に関しては3年周期の全学的な自己点検・評価として「管理運営点検評価部会」「学部FD点検評価部会」「大学院FD点検評価部会」が点検・評価し、「全学自己点検・評価委員会」が総括評価している。

教員組織に関する改善・向上としては、教員の自己研鑽を促し、大学全体の自己改善機能の向上と教育研究の質向上に資することを目的として「教員評価」を実施している。毎年「自己点検評価書」の提出を義務づけ、それを学部長が集約することで、教育研究活動の内容や業績数等を把握し、人事計画の策定に反映している。また、2021年度より「自己点検評価書」を「業績自己申告書」に変更し、内容を充実させるとともに、新たに「教員評価シート」を導入し、ポイント制で評価することで評価結果の可視化を図っている。さらに、2024年度には、教員の研究活動と社会貢献活動をまとめた『研究活動等年次報告書』を新たに刊行するなど、研究活動や社会貢献活動の広報も行っている。

以上のことから、教員組織の適切性についての定期的な点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みを行っているものの、点検・評価の結果からどのような改善の成果に結びついたのか、その改善プロセスも含めて明確でないことから、上記の改善事項は必ずしも点検・評価の結果に基づくものとはいえない。今後は、「学副等会議」が内部質保証推進組織としての役割を明確に果たしたうえで、全学的な内部質保証システムのもと改善・向上につなげていくことが望まれる。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

「学生支援に関する方針」の基本方針として「建学の精神、教育理念にもとづ

く教育目標の達成に向けて、学生一人ひとりが学修に専念し、充実し安定した学生生活を送ることができるように、修学支援、生活支援、進路支援を行う」ことを掲げ、このもとに「修学支援の方針」「生活支援の方針」「進路支援の方針」をそれぞれ定めている。各方針においては、留学生や保護者との連携を念頭に置いた内容を明示している。なお、「修学支援の方針」については、障がいのある学生に対する支援についても明示している。

「学生支援に関する方針」については、ホームページを通じて学内外へ周知・公表している。ただし、周知・公表がホームページのみとなっていることから、特に学生に対する周知・共有の方法については、今後より一層工夫することが望まれる。

以上のことから、学生支援に関する方針を明示しているが、学内への周知・共有については、今後の工夫が望まれる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援の体制は、「学校法人柏専学院事務分掌規程」に定める各部課室及び「教務委員会規程」「学生委員会規程」「国際センター委員会規程」「就職委員会規程」に基づき、各委員会が担っている。修学支援については、授業科目担当教員のオフィス・アワーでの面談を行っている。また、正課外活動における学生参加型プログラムの1つとして、学生募集広報部を主体とする「学生広報チーム」を結成し、大学行事等の広報やオープンキャンパスの運営を行っており、この活動を通じて学生の帰属意識やコミュニケーション力・情報発信力の向上を図るとともに、大学の広報活動の推進・活性化を目指している。通信教育課程においては、補習教育として、ライブ配信による特別授業を行っている。

留学生に対しては、日本語能力に合わせたクラス分けによる授業や社会人になるために必要な基礎学力を養成するための授業を開講するとともに、日本語の補習や日本人学生のチューターによる学習・生活相談を実施している。この制度では、日本文化や社会（企業）を知る機会の提供や学生主催の行事等も開催しており、学習支援だけでなく正課外教育としても活用している。

障がいのある学生に対しては、「障害学生支援に関するガイドライン」に従って、本人の要望を確認のうえ、それぞれの状況に合わせた支援を行っている。

学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）への対応については、出欠管理システムや欠席の状況を担当教員に通知する自動アラートシステムを活用し、早期発見に努め、成績不振による留年や退学を未然に防ぐとともに、教授会において情報を共有のうえ、留年・休学・退学の審議を行う体制を構築している。ただし、退学率については、経済学部の2学科の平均が過去3年間において

高い割合で推移しているため、実際に行っている学生支援が退学防止に有効に機能しているかについて検証することが望まれる。くわえて、通信教育課程については、既述のとおり、設置計画履行状況等調査において、退学等の理由を踏まえて効果的な対策を講じるよう指摘を受けているが、理由不明で退学・除籍となる学生が多く生じている。そのため、通信教育課程の特性を踏まえた適切な学生支援及び退学者減少に向けた対策を講じることが望まれる。

経済支援については、日本学生支援機構の奨学金のほか、独自の支援制度（給付・貸付）を設け、「学生生活の手引き」やポータルサイト等で周知し、申請手続についても学生と密に連絡をとるなど、きめ細かな対応を行っている。

生活支援においては、クラス担任制を導入するとともに、副担任としてCL A（Campus Life Adviser）の職員を置き、学生からの相談に応じる体制を整備している。また、スクールカウンセラーによる面談も行っている。学生からの意見に対応するため、学生ロビーに学生が自由に投書できる「意見箱」を設けており、2022年度からは「NSUフリーぱすと（意見箱）」を設置し、ポータルサイトからの投書を受け付けている。学生の心身の健康、保健衛生等に関しては、定期健康診断のほか、精神的健康度調査（UPI検査）を新入生ガイダンス時に行い、配慮が必要な学生には、産業医（精神科医師）やスクールカウンセラーにつなげている。ハラスメント防止などの人権保障に向けた対応については、「学校法人柏専学院ハラスメントの防止等に関する規程」を整備し、「ハラスメント防止委員会」のもとで啓発に取り組んでおり、学生に対しては「学生生活の手引き」や年度はじめのガイダンスにおいて周知している。

学生の社会的及び職業的自立に向けた教育（キャリア教育）については、職業意識の醸成、社会人として必要な基礎的・汎用的能力の育成に向けて、1年次から3年次まで基礎科目や演習科目等を設け、年次進行に応じた切れ目のない支援を行っている。また、留学生のキャリア形成に向けて、1年次及び4年次においてガイダンスを実施するとともに、自治体や地元企業との連携授業など、多彩な授業を開講している。資格取得に向けた支援も行っており、簿記、経営学検定、ITパスポート検定、公務員試験の対策等、多岐にわたる講座を開講しており、継続的に高い就職内定率を達成している。通信教育課程におけるキャリア支援については、クラウドサービスを利用した各種情報の提供やオンライン会議ツールを活用した面談・面接指導等を行っており、きめ細かな対応が評価できる。

部活動やボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援に関し、遠征費や施設使用料及び大会参加費などについては、一定の補助を行っており、正課外活動の活性化に努めている。通信教育課程においては、オンラインチャットツールを活用したコミュニケーションやオンラインイベントを開催し、学生同士のコミュニティ形成の促進を図っている。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づき、学生支援の体制を整備し、学生支援を概ね適切に行っている。ただし、退学防止に向けた学生支援については検討する必要がある。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価に関する規程」に基づき、原則として3年の周期で点検・評価を行っている。その体制については、修学支援の点検・評価は「教務点検評価部会」及び「学部FD点検評価部会」が、生活支援の点検・評価は「学生生活点検評価部会」が、進路支援の点検・評価は「学生進路支援点検評価部会」が行っている。各部会の点検・評価の結果を「全学自己点検・評価委員会」に報告し、当該委員会において審議したのち、学生支援の総括評価としてとりまとめている。「全学自己点検・評価委員会」の総括評価は、「改善活動チェックシート」や定例開催の委員会等を通じて「教務委員会」「FD委員会」「学生委員会」「就職委員会」等の委員会組織及び学務課、就職課等の事務組織にフィードバックし、改善・向上を図るとしている。

学生支援に関する改善・向上については、経済的な支援を必要とする学生に対する各種奨学金の情報提供窓口の充実やキャリアサポート施設の利便性の改善として、就職課事務室及びキャリアサポート関連施設を移設し、学生対応専用の窓口を設置するとともに、学生が使用できる専用端末（オンライン面接・説明会にも対応）を置き、オンラインでの就職活動を支援できる体制を整えている。

以上のことから、学生支援の取り組みの適切性について、定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めている。ただし、上記の改善事項は必ずしも定期的な点検・評価の結果と結びついておらず、どのような点検・評価に基づく課題解決のための改善なのか、その改善プロセスも明確ではない。今後は、全学的な内部質保証システムのもと「学副等会議」がその役割を明確に果たし、改善・向上につなげることが望まれる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育理念や大学・大学院の目的を実現するために、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めている。具体的には、「理念・目的を実現するために必要な校地・校舎・施設・設備等を整備し、安全・衛生に配慮しながら、学生の学習意欲の向上に資する学修環境と教員の教育研究環境を整え、これを提供する」こと

を定めている。

この方針をホームページに掲載し、広く学内外に周知・公表している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、簡略ではあるが環境や条件を整備するための方針を明示している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎面積ともに、大学設置基準上必要な面積を満たしている。

施設・設備の維持管理については、専門業者と契約し、法定点検や定期点検を実施するとともに、構内巡視による施設設備の早期修繕に努めている。また、清掃や除草・除雪等の対応を行い、安全性や衛生の確保にも努めている。なお、経年劣化による故障・破損への対応として、「施設関係計画」を策定し、修繕や改修を進めている。

2022 年度にネットワーク回線の増強を実施し、通信量の増加に対応している。食堂・学生ラウンジのみならず、講堂や全館の各教室に Wi-Fi 機器を整備し、BYOD環境の整備を図っている。

情報倫理の確立を図るため、「キャンパスコンピュータネットワーク管理・運用規程」「キャンパスコンピュータネットワーク利用に関するガイドライン」及び「Webサイト管理・運用規則」を策定し、ネットワーク利用に関する倫理の啓発活動、周知を行っている。学生に対しては、これらの規則等を説明したうえで「誓約書」を提出させてからアカウントを発行している。また、通信教育課程の学生に対しては、「オンラインガイドブック」を用いて情報倫理及び情報リテラシーの重要性を周知している。

学生の自主的な学習を促進するため、コンピュータ実習室、CAS教室を授業時間以外に自習室として開放するとともに、学生ホールやラウンジも利用できるようにしている。

以上のことから、方針に基づき、教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館には、主に経済学・経営学等の資料を中心にカリキュラムや教育内容に沿った書籍や資料等を所蔵・収集している。2020 年には電子書籍サービス、2023 年にはクラウド型電子図書館をそれぞれ導入し、学外からのアクセスを可能としている。また、電子ジャーナルは、複数のタイトルを購読している。

OPAC検索に国内の図書館を対象にした検索サービスを導入し、2023 年度か

ら運用を開始している。この整備により、通信教育課程の学生等への便宜を図っている。なお、通信教育課程の学生に対しては、図書資料の郵送貸出も行っている。また、外部機関の目録所在情報サービスやクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスに加盟しており、研究紀要をオープンアクセスで公表している。これらによって、他機関が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークを整備している。

学生の学習に配慮した環境の整備について、授業期間中は授業時間に配慮した開館時間としている。また、図書館、学術情報サービスを提供するために図書館司書資格を有する職員やネットワークに関する専門的な知識を有する職員を配置している。電子書籍の総アクセス数や郵送対応の利用者数が上昇傾向にあることから、通信教育課程の学生は通学せずに卒業を可能としていることも踏まえ、現行のサービスの更なる周知や効果的な利用促進に努めることを期待する。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備しており、概ね有効に機能している。今後は、通信教育課程の学生に対するサービスの充実が期待される。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究活動全般を統括し、その支援を目指して、2023 年度に「研究活動支援委員会」を設置しており、当該委員会のもと、研究に関する基本的な考え方をまとめる予定であることから、着実に取り組むことで、大学としての研究に関する基本的な考え方を策定することが望まれる。

研究費については「研究費規程」に基づき、毎年度の予算をもって学長がその額を決定している。一律に配分する研究費をベースとして、前年度の研究活動や出前授業等の実績をポイント化し、そのポイント数に定額を乗じた額を上乗せする方式を採用している。

全ての専任教員には、個室の研究室を割り当てている。また、研究時間を確保できるよう「専任教員の就業に関する特則」に週あたりの授業担当時間を定め、過度の負担とならないよう努めている。

外部資金獲得の支援について、科学研究費補助金に関しては、国立大学法人が企画・運営する研究支援プログラムを導入し、獲得のノウハウの共有を図っており、2021 年度には、交付内定を得ている。

教育研究活動の支援のため、通信教育課程に T A を置き、授業等の補助業務に従事している。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を概ね適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。今後は、「研究活動支援委員会」が研究に関す

る基本的な考え方を策定することが望まれる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」と「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に対応した「公的研究費の取扱いに関する規程」「公的研究費内部監査実施要領」「新潟産業大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」「新潟産業大学における研究倫理教育の実施に関する規程」「新潟産業大学における公的研究費使用及び研究活動に関する行動規範」「公的研究費等の取扱いに関する不正防止計画」を定めている。

専任教員に対しては、着任時に文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（研究者向け）」の教材の通読・視聴や関連規程等の確認を求めている。また、公的研究費を取り扱う業務に就く職員に対しても、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（管理者向け）」の通読・視聴及び終了時の確認票の提出を求めている。公的研究費の公募に申請する教員に対しては、上記の教材や関連規程の再確認及び誓約書を提出させている。2021年度には、外部講師を招いてコンプライアンスセミナーを開催し、2023年度には、科学研究費補助金に関するセミナーを開催している。2021年度からは、全専任教員に対し、研究倫理教育用のeラーニング（eAPRIN）を3年ごとに受講することを義務づけている。さらに、学部学生及び大学院学生に対しても、それぞれ1年次にeラーニングによる研究倫理教育を義務づけている。

研究倫理教育責任者に副学長、コンプライアンス推進責任者に事務局長をあて、統括管理責任者である学部長のもとで不正防止とその対応にあたっているが、今後は「研究活動支援委員会」のもと、研究倫理に関する審査機関の体制を整備することとなっているため、同委員会が着実にこれを実施することが望まれる。

以上のことから、研究倫理を遵守するために必要な措置として規程等を整備し、概ね適切に対応している。今後は、「研究活動支援委員会」を中心として、研究倫理に関する審査機関の体制を着実に整備することを期待したい。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、3年周期で実施する全学的な自己点検・評価において、「管理運営点検評価部会」が実施し、その報告に基づいて、「全学自己点検・評価委員会」が総括的に評価したうえで改善に結びつけている。また、学生を対象に毎年実施している「学生生活アンケート」の結果か

ら把握した大学への要望事項や常設の意見箱への投書も参考に、「管理運営点検評価部会」が中心となって教育研究等環境を見直し、改善・向上のための検討及び必要な予算を計上している。

教育研究等環境に関する改善・向上については、「管理運営点検評価部会」の点検・評価結果の報告を受けて、「全学自己点検・評価委員会」が総括評価した結果を「経営改善計画」に反映しながら、総務課を中心とする大学事務局が改善・向上を進めている。2021年度末には、大教室、図書館及び食堂等の照明をLEDに入れ替えたほか、2022年度以降、教室等の空調機器の更新及びトイレの改修を順次行っている。

以上のことから、教育研究等環境の適切性を定期的に点検・評価する仕組みを構築し、改善・向上に向けて取り組んでいるものの、上記の改善事項は必ずしも点検・評価の結果と結びついているとはいえ、さらに、どのような点検・評価に基づく課題解決のための改善なのか、その改善プロセスも含めて明確でない。今後は、全学的な内部質保証システムのもと「学副等会議」がその役割を明確に果たし、改善・向上につなげることが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針として、「社会との連携・協力に関する方針」を制定し、「教育研究の成果を社会に還元するとともに、地域の諸組織・団体等と連携し、文化の振興と地域社会の活性化に貢献する」こと、「長年に亘って築いてきた海外に広がるネットワークを通じて、地域社会の国際交流に協力する」ことを掲げている。

この方針をホームページに掲載し、社会に対して周知・公表している。くわえて、学内には、社会連携・社会貢献活動に関する報道記事や活動成果を共有している。

以上のことから、大学の教育研究成果を社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を適切に定めており、学内外に対して周知・公表している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

2016年度に設置した「地域連携センター」を全学的な統括組織とし、上記方針のもと、地域の諸組織・団体等との連携を担っており、市内の団体や株式会社と連携協定を締結して、地域活性化事業などに取り組んでいる。「地域実践教育の

大学」を目指すという大学全体の方針に則り、フィールドワーク中心のゼミナールを通じた人材教育や授業科目を市民に開放する「聴講講座」、学生が主体となって作成している広報誌「ローカレッジ」の発行などに取り組んでいる。また、学外諸団体と連携した社会貢献活動として、柏崎市と連携して実施している「かしわざき市民大学」への講師派遣や空き店舗の活用事業である「まちかど研究室」、商工会議所が主催する「柏崎に関する研究発表会」での学生による研究成果の発表など、多様な活動に取り組んでいる。ほかにも、信用金庫と連携した「かしわざき広域支援ネットワーク事業」、柏崎市内の商店・市民と連携した地域通貨を活用する「風輪通貨事業」、新潟地域連携コミュニティや高田コミュニティ振興協議会等の地域振興団体の活動等に学生が参画している。これらの多様な社会貢献活動に継続的に取り組むとともに、「地域連携センター」では、全学的な活動実績や成果の把握に努めながら、参加者数や取り組み件数の数値目標を掲げて取り組みの強化を図っている。また、正課教育として「地域実践教育プログラム」を置き、講義で学んだ理論とフィールドワークでの実践を連動させた教育を展開しており、これによって多くの教員・学生が地域貢献活動に携わることで、地域振興に関連の強い企業・団体に就職する学生が増加するなど、学生のキャリア形成にもつながっている。このように、当該センターを中心とした正課内外での教育活動と地域連携を連動させた取り組みを通じて「スクールモットー・スローガン」に掲げる「地域に学び、地域をおこす」を実現しており、高く評価できる。

「国際センター」では、市や県の団体の国際交流活動に教員や留学生を派遣し、地域の国際理解の推進に努めている。さらに、「柏崎研究所」では、教職員の専門的知見を生かして「柏崎学シンポジウム」を継続的に実施し、地域課題を明らかにするとともに、意見交換ができる場を提供することで、地域活性化・地域課題解決の拠点となることを目指している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元している。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価に関する規程」に則り、「地域連携点検評価部会」が3年周期で点検・評価を実施し、「全学自己点検・評価委員会」がその報告を確認したうえで自己点検・評価報告書を作成している。また、点検・評価に際しては、「経営改善計画」や「学校法人柏専学院事業計画」に示す数値目標とその達成度の評価を行っている。

社会連携・社会貢献における改善・向上については、2025年度から2学科6コ

ース制を導入することに伴い、スポーツと連動した地域連携の学びの提供に取り組むことで、地域で活躍する人材の育成の強化を図ったことがあげられる。

以上のことから、社会連携・社会貢献について定期的な点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいるものの、上記の改善は必ずしも点検・評価に基づくものとはいえ、さらに、どのような点検・評価に基づく課題解決のための改善なのか、その改善プロセスも明確でない。今後は、全学的な内部質保証システムのもと「学副等会議」が内部質保証の推進組織としての役割を明確に果たし、改善・向上につなげることが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 全学的に社会連携を推進するため、「地域連携センター」を設けて地域での活動実績や成果を把握し、その結果を活用して更なる地域連携活動の強化に取り組んでいる。具体的には、「地域実践教育プログラム」として、講義で学んだ理論とフィールドワークでの実践による教育を展開しており、これによって多くの教職員・学生が地域連携活動に携わる機会が増え、地域振興に関連の強い企業・団体に就職する学生が増加するなど、学生のキャリア形成にもつながっている。これまでの協定に基づく地域連携を発展させ、正課内外での教育活動と地域連携を連動させることで、「スクールモットー・スローガン」に掲げる「地域に学び、地域をおこす」を実現していることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

中期計画として「経営改善計画」を策定し、建学の精神や教育理念、ミッション（社会的使命）を踏まえ、「地域課題の教育研究」「地域振興への参画」「地域の未来人材の育成・輩出」の3つの価値を創出する「地域実践教育の大学」を目指す将来像として掲げるとともに、実施計画（現状、問題点と原因、対応策）や改善・改革計画として、「教学改革計画」「学生募集対策と学生数・学納金等計画」「外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画」「人事政策と人件費の削減計画」「経費削減計画（人件費を除く）」「施設等整備計画」「借入金等の返済計画」を掲げている。また、「経営改善計画」を実現するために必要な大学運営に関する方針として「管理運営方針」を定め、「理念・目的の実現に向けて、計画的かつ透明性のある管理運営に努め、社会に対する説明責任を果たし

ながら、法人組織との連携のもとに、学長の大学の管理運営と教学ガバナンスを強化し、経営改革と教学改革を一体的に推し進める」ことを明示している。

「全教職員集会」において、理事長・学長・事務局長から教職員に対して「経営改善計画」の進捗状況や「管理運営方針」を説明し、周知・共有を図っている。また、法人の理念等の周知・浸透を図るため、理事長をチームリーダーとして、学長や附属高等学校長等で構成する「理念浸透プロジェクトチーム」を発足し、理念等の再検討や表現の変更等を行ったうえで、2023年度にその理念浸透に向けた研修会を法人の全教職員を対象に開催するなど、周知・共有に取り組んでいる。なお、「経営改善計画」及び「管理運営方針」をホームページに掲載し、学外にも公表している。

以上のことから、教育理念や大学の目的、大学の将来を見据えた中期計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を明示している。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営に関する方針である「管理運営方針」のもと、「学校法人柏専学院運営組織規程」（以下「運営組織規程」という。）において、「運営組織を明確にして、その適正、健全かつ円滑な運営を図る」ことを明示している。

学長の権限については、「運営組織規程」において「大学の校務をつかさどり、所属職員を統督し、大学を代表する」こと、その任期については、「学校法人柏専学院新潟産業大学学長選考規程」において、「任期は4年とし、再任を妨げない」こと、「引き続き8年を超えて在任することはできない」ことを定めている。また、学長の選考は、候補者推薦投票に基づいて投票結果上位2名の者を理事会が選考し、理事長が任命することを「学長候補者推薦投票規程」において明示している。

学長以外の役職者の権限と選任等についても「運営組織規程」に明示している。具体的には、学部長及び研究科長以外の役職者については、学長が指名しており、学部長及び研究科長の選考については、「経済学部長選考規程」及び「大学院研究科長選考規程」に明示している。

教授会の役割については、学則に「経済学部教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定するにあたり、意見を述べることとする」「経済学部教授会は、学長及び経済学部長等がかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び経済学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる」と明示している。また、教授会の審議事項についても、「経済学部教授会規程」に明示している。

学長による意思決定及びそれに基づく執行等については、「運営組織規程」において、学長が大学の校務について最終決定権を有していることを明示している。また、大学運営に関する重要事項について検討し、学長の意思決定に資することを目的として「学副等会議」を設置している。この会議の組織及び運営については、学則及び「学副等会議規程」に明示している。しかし、当該会議での議題や検討結果については、次第や庶務担当が作成した概要のメモ（簡易議事録）はあるものの、決定に至るまでにどのような議論・検討を行ったのか、その経緯の記録を残していない。当該会議を教学及び管理運営等に関する重要施策を検討する機関かつ内部質保推進組織として位置づけていることから、役割の明確化や意思決定プロセスの透明性を担保するためにも、議論・検討の内容及び決定を明確に記録し、管理するよう改善が求められる。

以上のことから、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設けており、これらの権限等を明示し、それに基づいた大学運営に努めているが、「学副等会議」の議論・検討に関する記録については改善が求められる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成にあたっては、理事長が予算編成方針を示し、あわせて大学部門の予算単位責任者である大学事務局長が編成作業に係る方針を周知し、それらに基づき各部署が予算要求をあげている。財政上の諸課題や実績対比等の検討を通じて、法人事務局長が常勤理事の合意を得て作成した予算原案について、理事会の審議を経て評議員会へ諮問し、その結果を踏まえて年度末の理事会で決定している。

予算執行は、「学校法人柏専学院経理規程」及び「学校法人柏専学院文書規程」に基づくプロセスで行っている。また、執行額の程度により、上位決裁者までの決裁を要する「予算執行専決区分表」を定めることで、不正回避のための内部統制を図っている。予算執行の状況については、学内理事を構成員とする常勤理事会や外部理事者も出席する「経営推進会議」において、月次試算表や資金収支月報等により予算執行状況を確認・検証し、効果の分析に取り組んでいる。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っている。また、予算執行においては透明性の確保に努めている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織については、「運営組織規程」に定めており、学生サービスの向上や業務の効率化に向け、定期的に体制の見直しを図り、2023年度には教務課と学生課を統合し学務課を設けるなど円滑な運営に向けた組織改編にも取り組んでいる。また、通信教育課程においては、連携を強化している株式会社と「業務連携協定

書」を締結し、「通信教育部事務室」を置いて、学生サポート等の業務にあたっている。

教員と職員の協働については、教育研究組織である教育に関する「教務委員会」や「学生委員会」などの各種委員会に大学事務局の各課・室の長が構成員等として加わることで協働体制をとっている。教職協働の特徴的な取り組みとしては、クラス担任教員に加え、職員を副担任として配置するC L A (Campus Life Adviser) 制度があげられる。

職員の採用・昇任等の人事については、「学校法人柏専学院 中期的な計画 2024(令和6)年度～2028(令和10)年度(5ヵ年)」における人事計画に基づき、各年度の採用計画に沿って実施している。また、採用については、「運営組織規程」に規定し、理事会の議を経て理事長が任命する手続となっている。昇格については、職位ごとに必要な経験年数等の基準を規定しており、これに基づき行っている。さらに、「事務職員人事考課規程」に基づき、毎年人事考課を実施しており、この結果を昇格等の異動人事の重要な要素としている。

以上のことから、大学に必要な事務組織を設置しており、適切に機能している。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

教職員のスタッフ・ディベロップメント(以下「SD」という。)として、専任職員を中心としたSD研修を実施しており、財務状況をテーマとした研修や学内に講師を招いて開催する学内研修会のほか、附属高等学校の教職員と合同のSD研修会を開催している。また、教員もSD研修会に全員参加することを義務づけ、教員及び職員に対し、大学運営に必要な資質の向上を図る取り組みを全学的に実施している。なお、教員を対象とするFD研修会に職員が参加することも可能としており、教職協働に努めている。

以上のことから、職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じている。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価に関する規程」に規定する「全学自己点検・評価委員会」のもとに組織別及び機能別に「点検評価部会」を置き、3年周期で点検・評価を行っている。

監査については、監事及び会計監査人による監査のほか、「学校法人柏専学院 内部監査規程」に基づき内部監査体制を整え、これらが連携した監査体制を構築している。監事は、学校法人の財産状況及び業務状況の監査のほか、理事の業務

執行状況の確認や教学に関する内容を含めた大学運営全体を監査している。また、理事会、評議員会にも出席し、意見を述べるとともに、理事会運営も含めた監査結果を「監査報告書」として理事長に提出している。また、三者の情報共有や意見交換の機会を設け、連携のもと監査を遂行している。

大学運営に関する改善・向上については、2020年度に本協会でも再評価を受けた際の提言及び2021年度の全学的な自己点検・評価において抽出した問題点を「改善活動チェックシート」にまとめ、その進捗を確認しながら改善に取り組んでいる。その具体的な取り組みとして、大学運営における危機管理に対する体制及び規程整備の必要性への課題に対し、新たに「危機管理規程」を制定したことがあげられる。

以上のことから、大学運営の適切性を定期的に点検・評価するとともに、法令に基づく監査及び内部監査を実施し、大学運営の改善・向上に向けて取り組んでいる。一方で、大学運営において重要な役割を果たしている会議体の議論・検討の記録を残していないなどの運営上の課題も見られるため、今後は、内部質保証の推進組織である「学副等会議」がその役割を明確に果たし、全学的な内部質保証システムのもとで改善・向上につなげることが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 「学長・副学長等会議」を教学及び管理運営に関する重要施策を検討する機関かつ内部質保証の推進に責任を負う組織として位置づけているにもかかわらず、当該会議においてどのような議論・検討を行ったのか、その経緯については記録を残していない。当該会議の役割の明確化や意思決定プロセスの透明性を担保するためにも、議論・検討の内容及び決定を明確に記録し、管理するよう改善が求められる。

(2) 財務

<概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2019年度から2023年度までの「経営改善計画」を策定し、同計画において、2021年度に開設した通信教育課程が完成年度を迎える2024年度決算に経常収支差額を黒字化することを到達目標として掲げている。また、同計画に伴う財務計画表を作成し、2018年度から2021年度までの実績に基づき、2022年度から2025年度までの4年間にわたる各財務数値の見通しを示している。この財務計画表は毎年理事会において見直しを行い、最新の状況を反映している。

次期中期計画として、2024年度から2028年を対象とする「学校法人柏専学院 中期的な計画 2024(令和6)年度～2028(令和10)年度(5ヵ年)」及び「学校法人柏専学院 経営改善計画 令和6年度～10年度(5ヵ年)」を策定し、これらの計画において、期間中の中期的財務シミュレーションを作成している。そのうえで、財務に関する実施計画として「定員確保等による収入安定」「多様な収益の追求」「経費抑制」「予算執行管理」「中期的シミュレーションの策定」に取り組むことを明示し、経費抑制に向けて教育研究経費比率及び管理経費比率に関する数値目標を定めている。同シミュレーションでは、2026年度には収支の均衡がとれ、2027年度には経常収支差額がプラスに転じることを見込んでいる。ただし、このシミュレーションの算定基礎となる学生数の見込みは、経済学部 の定員未充足分を通信教育課程の学生確保で補うことを前提としているなど、必ずしも根拠に基づく算出となっていない。今後は、入学者数や在籍学生数の実態を踏まえて検証し、シミュレーションの精度を高めるよう、改善されたい。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「社会科学系学部を設置する私立大学」の平均と比べ、法人全体、大学部門ともに、人件費比率及び人件費依存率は高い状態が続き、教育研究経費比率は平均を上回っている。一方、事業活動収支差額比率は、法人全体、大学部門ともにマイナスの状況が続いている。

貸借対照表関係比率については、同平均と比べ、総負債比率は高く、流動比率は2020年度以降は平均より低く、純資産構成比率は低い状況にある。「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」は著しく高く、「要積立額に対する金融資産の充足率」は著しく低い水準が続いており、教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤を確立しているとはいえない。「学校法人柏専学院 中期的な計画 2024(令和6)年度～2028(令和10)年度(5ヵ年)」や「学校法人柏専学院 経営改善計画 令和6年度～10年度(5ヵ年)」を適宜見直し、これらの計画に示した学生確保の実施計画や収支改善策を着実に実行するとともに、経済学部及び通信教育課程の入学者数、留年者数・退学者数の実態を詳細に検証したうえで厳格な収容定員管理を行い、財務基盤の確立に向けた取り組みを一層強化することが求められる。

外部資金については、科学研究費補助金の獲得に向けて教員に対する申請セミナーを開催するなどの取り組みを実施しており、一定の獲得金額を維持していることから成果が見られる。また、2018年に学校法人が株式会社と業務提携し、3年間にわたり寄付金を得ている。今後は、科学研究費補助金の獲得に向けた取り組みを継続し、更なる成果に結びつけるとともに、受託研究費等を含めた外部資

金の獲得にも取り組むことが期待される。

<提言>

是正勧告

- 1) 経年的に「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が著しく高く、「要積立額に対する金融資産の充足率」は著しく低い水準となっており、教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤を確立しているとはいえない。2024年度から2028年度を期間とする「学校法人柏専学院中期的な計画 2024(令和6)年度～2028(令和10)年度(5ヵ年)」や「学校法人柏専学院経営改善計画令和6年度～10年度(5ヵ年)」において定員確保等による収入安定や経費抑制に取り組むことを示しているため、これらの収支改善の方策を着実に実施し、さらに、入学者数や留年者数・退学者数の実態を詳細に検証したうえで厳格な収容定員管理を行い、速やかに財務基盤の確立に向けて取り組むよう是正されたい。

以上

新潟産業大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	大学ウェブサイト「建学の精神・教育理念・新潟産業大学の目的・教育目標・SANDAI コンピテンシーゴール・スクールモットー・理念と目的・目標を達成するための方針・経営理念・法人ビジョン」
	大学ウェブサイト「新潟産業大学学則」
	大学ウェブサイト「ミッション・目的、校章・ロゴ、マスコットキャラクター、校歌」
	大学ウェブサイト「新潟産業大学通信教育部規程」
	大学ウェブサイト「新潟産業大学大学院学則」
	履修の手引き 2023
	2023 大学院ガイドブック
	学校法人柏専学院経営改善計画 2019 年度～2023 年度（5 ヶ年）
	大学ウェブサイト「地域イノベーターコース」
	学校法人柏専学院寄附行為
2 内部質保証	新潟産業大学学長・副学長等会議規程
	[図表]新潟産業大学の内部質保証体制構築の取り組み
	新潟産業大学組織図
	大学ウェブサイト「教育理念及び教育目標に基づく本学の目的、諸活動に関する方針、3つのポリシー」
	新潟産業大学自己点検・評価に関する規程
	文科省訪問時第三者委員会による事実関係の調査について
	入学者選抜の公正性調査に関する第三者委員会最終調査報告書について
	不適切な大学入学者選抜の是正について（通知）
	大学ウェブサイト「情報公開」-「財務情報」
	改善活動チェックシート
	新潟産業大学 I R 室規程
	新潟産業大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
	新潟産業大学通信教育課程ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
	全学内部質保証推進組織名簿
	大学ウェブサイト「自己点検・大学認証評価」
大学ウェブサイト「設置計画履行状況報告書」	
大学ウェブサイト「学校教育法施行規則に基づく教育情報の公開（通学制）」	
大学ウェブサイト「学校教育法施行規則に基づく教育情報の公開（通信教育課程）」	
3 教育研究組織	新潟産業大学地域連携センター規程
	新潟産業大学国際センター規程
	新潟産業大学附属柏崎研究所規程
4 教育課程・学習成果	大学ウェブサイト「Web シラバス（学部）」
	大学ウェブサイト「Web シラバス（大学院）」
	大学ウェブサイト「キャリア支援」
	大学ウェブサイト「履修登録」
	大学ウェブサイト「成績」「GPA 制度について」
	ガイダンスページ設計書
	全体構想ワークシート・個別設計ワークシート
	新入生履修ガイダンス
	新2、3年生履修ガイダンス

	新潟産業大学転入学制度運用規程
	新潟産業大学編入学制度運用規程
	新潟産業大学編入学に伴う既修得単位の取り扱いに関する内規
	大学ウェブサイト「進級・卒業要件」
	大学ウェブサイト「オンラインガイドブック」「4. 教育課程」「単位の考え方と算定基準」
	大学ウェブサイト「カリキュラムマップ（通信教育課程）」
	大学ウェブサイト「Web シラバス（通信教育課程）」
	新潟産業大学大学院経済学研究科における学位論文審査及び最終試験の方法等に関する細則
	新潟産業大学学位規程
	大学ウェブサイト「FD（通学制）」「授業評価アンケート」
	学内ポータルサイト「集計結果一覧 授業評価アンケート（大学院）」
	大学ウェブサイト「学生生活アンケート」
	単位取得状況
	修業年限での卒業率、除籍・退学率（2019-2022）
	新潟産業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
5 学生の受け入れ	大学案内「Niigata Sangyo University CAMPUS GUIDE 2024」
	新潟産業大学 2024 年度入学試験要項
	令和 5 年度新潟県大学ガイダンスセミナーⅡ
	新潟産業大学 2024 年度大学院案内
	新潟産業大学 2024 年度大学院学生募集要項
	大学ウェブサイト「入試の概要（選抜方針）・日程」
	新潟産業大学入試委員会規程
	新潟産業大学大学院入学者選抜規程
	新潟産業大学通信教育課程入学者選抜規程
	新潟産業大学通信教育課程会議規程
	大学ウェブサイト「学納金・入学検定料・学費軽減・特待制度」
	大学ウェブサイト「奨学金・経済的支援」
	大学ウェブサイト（通信教育課程）「出願の流れ（ネット出願）」
	大学ウェブサイト（通信教育課程）「学費（大学卒業を年間 30 万～）」
	新潟産業大学入学者選抜試験に関する細則
	新潟産業大学大学院研究科委員会規程
	新潟産業大学大学院長期履修学生規程
	新潟産業大学通信教育課程における入試判定についての申し合わせ
	障がいのある学生の受け入れ方針
	障害学生支援に関するガイドライン
	通信教育課程（募集要項）
	障害学生支援規程
	第 6 回高大連携会議次第
	新潟産業大学入学者選抜規程
6 教員・教員組織	新潟産業大学教員選考基準
	新潟産業大学大学院教員の資格審査に関する規程
	学校法人柏専学院運営組織規程
	学校法人柏専学院専任教員の就業に関する特則
	新潟産業大学専任教員の人事に関する規程
	授業改善計画書
	2023-2019 年度 FDSO 研修会実施一覧
	通信教育課程で学ぶ学生の視点を踏まえた授業制作のヒント
	新潟産業大学教員評価に関する規程
	新潟産業大学教員選考基準
7 学生支援	新潟産業大学学生支援協力会議規程
	学校法人柏専学院事務分掌規程
	退学希望者指導と学籍異動のフローチャート
	大学ウェブサイト「学生支援」-「修学支援」
	大学ウェブサイト「『給付型奨学金（愛称：シン・スリーブルー）』について」

	<p>学生生活の手引き（2023年度入学者用）</p> <p>学校法人柏専学院ハラスメントの防止等に関する規程</p> <p>正課外活動許可申請書</p> <p>新潟産業大学日本人学生就職状況推移（H30～R4年度）</p> <p>キャリアポートフォリオ</p> <p>部活サークル加入率</p> <p>課外活動サークル細則</p> <p>GPS 結果ご報告資料_2021-2023（パネル分析）</p> <p>学生記録簿（面談シート）</p> <p>就職率・就職希望率及び進路一覧</p> <p>授業科目履修率, 学修進捗度</p> <p>進級更新率</p> <p>授業評価アンケート</p> <p>managara 学生満足度アンケート</p> <p>サポートセンターに寄せられる問合せ内容</p> <p>Web カウンセリング</p> <p>就職自己点検調査書</p> <p>大学ウェブサイト「キャリア支援スケジュール」</p> <p>就職ガイドブック</p>
8 教育研究等環境	<p>新潟産業大学キャンパスコンピュータネットワーク管理・運用規程</p> <p>新潟産業大学キャンパスコンピュータネットワーク利用に関するガイドライン</p> <p>新潟産業大学 Web サイト管理・運用規則</p> <p>大学ウェブサイト「附属図書館」</p> <p>新潟産業大学研究費規程</p> <p>新潟産業大学公的研究費の取扱いに関する規程</p> <p>新潟産業大学公的研究費内部監査実施要領</p> <p>新潟産業大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程</p> <p>新潟産業大学における研究倫理教育の実施に関する規程</p> <p>新潟産業大学における公的研究費使用および研究活動に関する行動規範</p> <p>新潟産業大学公的研究費等の取扱いに関する不正防止計画</p>
9 社会連携・社会貢献	<p>学外組織との連携協定一覧</p> <p>第6回柏崎学シンポジウム チラシ</p> <p>大学ウェブサイト「地域実践教育プログラム」</p> <p>学内合同研究発表会</p> <p>柏崎商工会議所ホームページ「新潟工科大学・新潟産業大学 学生による柏崎に関する研究発表会 学生研究発表会」</p> <p>柏崎市ホームページ「かしわざき市民大学」</p> <p>学校法人柏専学院経営改善計画実施管理表</p> <p>「学校法人柏専学院事業報告書」-「地域貢献・生涯学習」</p> <p>「産大生と地域の架け橋ローカレッジ」(Vo 1. 13～15)</p> <p>地域連携シーズ集 2022</p> <p>国際交流事業一覧</p> <p>学校法人柏専学院事業計画（令和5年度）「地域貢献・生涯学習」</p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>学校法人柏専学院新潟産業大学学長選考規程</p> <p>新潟産業大学学長候補者推薦投票規程</p> <p>新潟産業大学経済学部学長選考規程</p> <p>新潟産業大学大学院研究科長選考規程</p> <p>新潟産業大学経済学部教授会規程</p> <p>学校法人柏専学院経理規程</p> <p>学校法人柏専学院文書規程</p> <p>新潟産業大学事務職員人事考課規程</p> <p>新潟産業大学危機管理規程</p> <p>全学内部質保証推進組織名簿</p> <p>学校法人柏専学院就業規則</p>

	学校法人柏専学院給与規程
	学校法人柏専学院事業計画
	令和4年度監査報告書（公認会計士）
10 大学運営・財務 （2）財務	令和4年度学校法人柏専学院計算書類
	令和3年度学校法人柏専学院計算書類
	令和2年度学校法人柏専学院計算書類
	令和元年度学校法人柏専学院計算書類
	平成30年度学校法人柏専学院計算書類
	平成29年度学校法人柏専学院計算書類
	令和3年度監査報告書（公認会計士）
	令和2年度監査報告書（公認会計士）
	令和元年度監査報告書（公認会計士）
	平成30年度監査報告書（公認会計士）
	平成29年度監査報告書（公認会計士）
	5ヵ年連続財務計算書類（様式7-1）
	令和4年度監事による監査報告書
	令和3年度監事による監査報告書
	令和2年度監事による監査報告書
	令和元年度監事による監査報告書
	平成30年度監事による監査報告書
その他	規程集
	設置に係る設置計画履行状況報告書
	休学期間中に他大学等で修得した単位の認定に関する内規
	授業参観報告書
	第2回FD研修会
	2023年度FD研修会実施一覧（大学院）
	managara_2023年度_TA研修会・定例会次第
	財務計画表
	経営改善計画実施管理表
	令和5年度事業報告
	中期計画
	令和5年度財務計算書類
	令和5年度独立監査人による監査報告書
	令和5年度監事による監査報告書
	新潟産業大学日本人学生就職状況推移（H25～H29年度）
	理念浸透プロジェクト_概要
	理念浸透プロジェクト 2024年度_第1回 柏専学院 全教職員研修

新潟産業大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
2 内部質保証	「新潟産業大学に対する大学評価（認証評価）結果」2018（平成30）3月14日（大学基準協会）
	改善チェックシート（2019・2020年度）
	令和6年1月16日学長・副学長等会議次第
	【お願い】自己点検・評価報告書の記述について
	【ご案内】全学委員会による自己点検・評価報告書の点検について
	学者等の減少に向けた取り組みの内容・結果、退学等の理由がわかる資料
	学校法人柏専学院中期の計画（専任教員採用計画）
	文科省からの指摘に対する対応についての経緯
3 教育研究組織	令和5年10月10日学長・副学長等会議次第
	令和5年11月7日学長・副学長等会議次第
4 教育課程・学習成果	新潟産業大学 経済学研究科 研究指導計画表
	履修登録上限関連調査資料
	学芸員課程専用5科目シラバス
	学芸員課程に関わる科目
	2023年度自己点検・評価キャッチボール表（全学委員会⇄部会等）
	学長・副学長等会議_議題(R03.06)
	【7_14実施】FD研修会、ポータルサイトでの成績入力方法説明会案内メール
	GPS-Academic 導入稟議
	2023年度第2回FD研修会用スライド資料
5 学生の受け入れ	昨年度の留学生面接等採点票、教授会合否判定資料
	GPS-Academic 報告資料(2021～2023)
	特待制度チラシ
6 教員・教員組織	2024年度_指導補助者 業務委託契約書
	教員採用計画
	業績自己申告書
	新潟産業大学教員評価シート
	科研費申請・採択一覧（2015～2024）
	研究活動等年次報告書 2023
7 学生支援	新入生ガイダンス内容資料
	オフィス・アワー面談実施状況について
	オフィス・アワー教員氏名順・曜日順（2021～2024）
	2024年度学生広報チームメンバー表
	【2024年度】学生広報チーム募集チラシ
	2024年度学生広報チーム会議予定表
	日本語補習記録
	イベント告知チラシ等
	イベント企画書
	R4年度チューター説明会&ミーティング
	チューターの活動記録および感想
	企業参加者の感想文
	アラートメール
	欠席者指導調書
	2022～2024年度 managara 受講者等実績
	面談シート
	GPS-Academic アンケート結果集計（志望度と納得度）
	保証人説明会配付資料
	掲示での案内
	ポータル文章

	学習管理システムを学生へどのように案内・周知しているのかわかる資料
	意見箱・NSU フリーぼすとの掲示
	ポータル案内文章
	具体的なUPI 検査方法や説明
	集計表
	情報提供内容
	UPI 検査フォームの説明部分
	全教職員への協力要請メール内容
	「アンガーマネジメント研修」開催について
	SD(スタッフディベロップメント)研修会の実施について(連絡)
	医務室からのポータルサイトの情報
	留学生向けの生活の手引き冊子
	留学生向けの相談窓口案内とハラスメントに関するポスター
	就職関連行事・セミナー日程 2024(年間)
	通信教育課程におけるキャリア支援の実施・対応状況(就職希望者数、行事・支援内容、コース別のサポート内容等)がわかる資料
	就職課 HP(障がいのある方への就職支援)
	自己点検・評価報告書の記述について
8 教育研究等環境	施設関係計画
	紙・電子資料利用推移
	通信教育課程学生サービス状況(貸出推移・カーリル)
	新潟産業大学研究活動支援委員会規程
	研修会・説明会の実施状況
	2023(令和5)年度新潟産業大学自己点検・評価ハンドブック
9 社会連携・社会貢献	広報かしわざき8月号
	産大レクチャーア・ラ・カルト
	ローカレッジVo116
	産大レクチャーアラカルト(冊子)
	紅葉祭(学外者ありなし)
	2学科6コース制チラシ
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	教職員向け学内HP掲載(経営改善計画)
	大学全体集会開催案内メール
	R5.8.2 大学全体集会資料
	2022(令和4).2.8 学長・副学長等会議
	当初予算編成方針と、その周知メール
	予算執行専決区分表
	株式会社ウィザスとの業務連携協定書
	株式会社ウィザスとの連携プラン
	通信教育部事務室業務分掌
	学長・副学長等会議次第(R5.11.7)
	内部監査実施計画書
	内部監査実施周知メール
	内部監査報告書
	学校法人柏専学院監事監査計画書
	監査報告書
	監事実地監査時資料
	期末監査報告
	経営改善計画に対する監事所見
	監事の理事会、評議員会出欠状況
	公認会計士から監事へ報告
10 大学運営・財務 (2) 財務	(新) 経営改善計画案
	(新) 経営改善計画案から抜粋

その他	改善活動チェックシートに係る根拠資料
	改善活動チェックシートの様式が変更になった経緯
	全学自己点検・評価委員会、各点検評価部会開催日一覧（2023年度）
	星槎大学との連絡調整文書等
	星槎大学履修申請状況
	大学院の中間発表とDPとの関連性
	自己点検・評価実施体制
	学長・副学長等会議議事録
	学長プレゼンテーション資料
	2023年度自己点検・評価 キャッチボール表
	初年次教育構想検討資料
	基礎ゼミの終了後に実施しているミーティングの記録
	教授会議事日程（学生生活アンケート結果報告）
	地域連携活動_地域貢献活動参加延べ人数と依頼件数
	柏崎日報の記事（本学関係記事）
	財務に係る個別面談時の質疑に対する回答
	通信教育課程パンフレット
	令和6～10年度 経営改善計画 学生数想定